

太子町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 27 号

太子町議会委員会条例の一部を改正する条例

太子町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号中「7 人」を「6 人」に改める。

第 6 条第 2 項中「8 人」を「6 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。